
監 査 公 表

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年1月10日

高知県監査委員
元高行管第292号
令和元年12月5日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

令和元年9月9日付け元高監報第6号で報告のありましたうえのことについて、強く改善を求める事項のあった機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 意見において措置を求められたもの

1 意見

それぞれの事務処理の誤りは、基本的なことが徹底されていないことに起因している。については、各機関において、規則やマニュアル等で定められた事務処理手順を周知徹底し、これらに準拠した事務を執行すべきである。

また、管理職員等によるチェックが不十分であり、昨年度と同様の誤りを繰り返す機関も見られる。管理職員等においては、職責と役割を再認識し、職場における検証・けん制を十分に行うよう強く求める。

今回の監査結果については、強く改善を求める事項等のあった機関のみならず、全機関において共有し、同様・類似の誤りを起こさないよう全職員に注意喚起されたい。

2 意見に対する措置状況

引き続き、会計検査や支出審査、相談等を通じて会計事務の法的根拠等基本となる考え方を指導するとともに、基礎研修や実務研修における「会計事務のポイント」等の活用により、定められた事務処理手順の徹底を図ります。併せて、研修動画の配信や会計管理局イントラの充実等により、職員が日頃から会計事務への理解を深められるよう支援します。

また、各所属のチェックの要となる課長補佐、次長等に対し、会計書類や契約書を確認する際のチェックポイントに重点を置いた研修を引き続き実施し、執行管理を含めた管理職等の役割についてより強く認識するよう徹底します。加えて、本年度中に本庁全所属を対象とする、契約事務の適正化

に向けた臨時の会計検査を実施し、分析結果や通知を通じて、会計事務のチェック体制を見直すなど各所属が検証を十分行うよう周知徹底します。

さらに、監査結果を踏まえ、「会計管理局だより」や研修を通じて、不適切な会計事務の要因と再発防止策を解説する等により、同様の誤り等が生じないように全職員に繰り返し注意喚起を行います。

第2 強く改善を求める事項の該当機関

1 文書情報課

(1) 強く改善を求める事項

平成30年度高知県公文書館（仮称）改修主体工事において、契約書に特記仕様書（共通編）を添付していなかった。（契約事務）

(2) 原因又は理由

契約締結時に、契約に際して使用する設計書に特記仕様書（共通編）が抜けていることに担当者が気づかず、また、管理職員等のチェックが十分でないまま契約を締結したもので、これは職員の契約に関する認識不足と課内でのチェック体制が確立されていなかったことによります。

(3) 措置状況

今回の指摘を踏まえ、課内で指摘事項についての情報共有と、契約事務についての確認を行いました。そのうえで、今後は会計管理課作成のチェックシートに基づき契約書の内容に不備がないか担当職員を始め管理職員等の複数人でチェックを行い、適正な事務の執行に努めます。

2 財政課

(1) 強く改善を求める事項

平成30年10月、平成31年1月及び平成31年4月の県債引受手数料に係る支出負担行為が遅延していた。（支出事務）

(2) 原因又は理由

金融機関との県債借入契約に伴い発生する県債引受手数料について、県債借入契約と同時に支出負担行為を行うべきところ、支出負担行為決議書の作成を失念し、相手方から請求書を受理した際に作成漏れに気付いたため、契約日に遡って支出負担行為を行ったものです。

これは、当該会計処理について、職員の認識が十分でなかったことによるものです。

(3) 措置状況

今後は、県債借入契約締結伺を作成する際、併せて県債引受手数料の支出負担行為決議書を作成することを、引継書や起案文書へ記載し、後任の事務担当者が失念することがないように努めるとともに、チェックリストを県債借入契約締結伺に添付し、決裁の際に支出負担行為決議書の作成漏れがないことを決裁権者までの各人が確認することによ

り、再発の防止を図ってまいります。

3 市町村振興課

(1) 強く改善を求める事項

ア 平成29年度条例SELECTほか3つの経費支出事務において、決裁権者の決裁を経ることなくサービス、物品等を購入し、事後に経費支出伺を作成し支払っていた。また、平成29年度の経費を平成30年度予算で支出していた。(支出事務)

イ 平成30年度条例SELECT及びUPSバッテリー経費支出事務において、決裁権者の決裁を経ることなくサービス等を購入し、事後に経費支出伺を作成し支払っていた。(支出事務)

ウ 平成29年度「季刊 公務員関係 最新判決と実務問答」ほか5つの定期刊行物の経費支出事務において、当該年度予算で支出すべきところ、平成30年度予算で支出していた。(支出事務)

エ 平成30年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの監視及び保守に関する業務委託契約において、変更契約を2度行う必要があったにもかかわらず、年度末に一括して変更契約を締結していた。(契約事務)

(2) 原因又は理由

経費支出事務において、決裁権者の決裁を経ることなく、サービス等を購入し、事後に経費支出伺を作成していたことについては、契約相手方から見積書の提出を受けていたものの、その後の事務処理を怠っていたものです。

平成29年度の経費を平成30年度予算で支出していたことについては、上記と同様に請求書の提出を受けていたものの、その後の事務処理を怠っており、出納整理期間が経過した後このことが判明したため、過年度支出となってしまったものです。

変更契約を2度行う必要があったにもかかわらず、年度末に一括して変更契約を締結していたことについては、契約相手方から、契約内容及び金額の変更が生じる旨の連絡を受けていたものの、契約変更に関する手続を怠っており、そのことが3月に支払事務を行う際に判明したため、相手方に了承を経た上で一括して変更契約の処理を行ったものです。

いずれにおいても、関係する職員の会計事務の必要性や重要性に関する認識が不足していたことに加え、課内でのチェック体制が十分でなかったことが原因です。

(3) 措置状況

課内において、会計管理課が作成する会計処理のポイントや手引きを活用し、適正な手順の再確認や会計処理の習熟を図るとともに、定例的な支出があるものを中心に、前

年度の実績等と比較するためのチェック表を作成し担当者に加え総務担当者及びチーフが確認することで、経費支出伺や支払の事務処理に遺漏がないよう努めてまいります。

また、契約事務についても、契約相手からの連絡を受けるメールアドレスに担当者及びチーフを指定し、複数人でのチェックを行えるようにし、事務処理に遺漏がないよう努めてまいります。

4 消防政策課

(1) 強く改善を求める事項

平成31年度消防防災航空センター庁舎清掃業務において、契約書で定めた委託業務実施計画表の提出を受けていなかった。(契約事務)

(2) 原因又は理由

契約日(履行開始)が4月1日からの業務であることから前年度の2月議会以降、3月31日までに施行の決定を行い、契約書を作成するなど契約に向けた事務を行っていましたが、チーフ及び担当者の異動により契約締結後に行う当該計画表の受理についての引継ぎに不備があったことや契約内容を確認していなかったことが原因で、契約後の受託者への指示ができていなかったものです。

(3) 措置状況

今回の事案を踏まえ、所属職員全員に今回の指摘事項の概要を周知し、適正な事務処理に努めるよう注意喚起を行いました。

また、個別事業の進行管理チェック表に契約に基づく施工計画書等の確認欄を追加して課長補佐及びチーフが確認することにより再発を防止することとしました。

5 雇用労働政策課

(1) 強く改善を求める事項

平成30年度高知県中小企業等働き方改革推進事業費補助金の交付決定が遅延していた。(支出事務)

(2) 原因又は理由

交付申請書の受付後、補助対象経費を確認するため、申請者に対して追加資料の提出を依頼しましたが、申請者からの提出までに時間を要したことや当課の催促も遅くなったため、交付決定が大幅に遅延したものです。

(3) 措置状況

今回の遅延については、追加資料の提出に向けたこまめな催促が行えなかったことや管理職員等による進行管理のチェックが十分ではなかったことに起因しています。

今回の事案を踏まえ、補助金の取扱事務については、担当者がチェックリストを作成し、スケジュール管理を行うように改め、その進捗状況を課長補佐が確認しております。また、引き続き高知県会計規則等関係法令に則^{のつと}った適正な事務処理を行うことはもとより、機会あるごとに必

要な書類の確認や事務手続きについて課長補佐が主導し周知徹底を行い、業務の適正な事務処理に努めてまいります。

6 地域観光課

(1) 強く改善を求める事項

令和元年度の自然体験型観光アドバイザー業務契約の予定価格調書について、封印・開封された封筒が添付されているにもかかわらず、予定価格調書には、封入した形跡が認められなかった。（契約事務）

(2) 原因又は理由

見積り合わせ時に、予定価格調書の業務名の記載誤りに気づき、予定価格調書の再作成を行い差し替え、そのまま封入をしなかったものです。

このことは、契約に必要な書類や手順の認識とともに確認が不十分であったことが原因です。

(3) 措置状況

今後、同様の事例が起こることのないよう、所属長が予定価格調書の作成等における事務処理の重要性や同調書の作成手順を再確認し、課内で共有するとともに、契約事務の事務処理について高知県契約規則及び会計管理局作成の手引き（会計事務ハンドブック、契約事務のポイントなど）に記載されている項目に基づくよう管理職員等が所属内に周知し、適正な事務処理を徹底しています。

7 農産物マーケティング戦略課

(1) 強く改善を求める事項

平成30年度6次産業化支援委託業務において、契約締結前に執行した事業に対し、事業終了後の令和元年5月に平成30年度の支出負担行為を行っていた。（支出事務）

(2) 原因又は理由

国庫補助金を活用した事業において、プロポーザル方式により決定していた契約候補者に対し、契約締結前であるにもかかわらず、国からの内示をもって事業に着手してよいと伝えられたため、未契約のまま、事業に着手したものです。

これは当課の不適切な対応が原因であることから、契約者に対し契約締結前に要した経費を支払うため、本年5月に平成30年度の支出負担行為を遡って行ったものです。

今回の不適切な事務処理については、契約事務の基本的な知識が欠けていたことと、課内のチェック機能が働いていなかったことによるものです。

(3) 措置状況

今後、契約事務に携わる職員については、必要な研修を受講させるとともに、国庫補助事業の執行に当たっては、契約スケジュールについて、チーフをはじめ、課長補佐、課長で確認するなど、課内のチェック機能を強化します。

8 建築指導課

(1) 強く改善を求める事項

令和元年度の建築着工統計調査票特別集計業務の請書に仕様書が添付されていなかった。(契約事務)

(2) 原因又は理由

契約事務担当者の契約事務における基本的知識が欠如していたことに加え、請書については、決裁完了後、委託先から提出のあった請書を担当者以外の者がチェックする体制が十分ではありませんでした。

(3) 措置状況

まず、委託先に指示し、委託先法人代表者印による割印により「別添仕様書」を添付させた請書を再提出させたいうえで、今後同様の間違いが起らないよう適正な処理を行うよう注意しました。

その後、課内全員に指摘事項について情報共有を行い、平成31年3月6日付け会計管理課長事務連絡「見積書、請求書、請書の取扱いについて」により確認事項を明確にしたうえで、独自にチェックシートを作成し、提出のあった請書について事業担当者及び総務事務担当でダブルチェックするとともに、総務事務担当主任が最終確認する等の措置を取ることとしました。

9 港湾振興課

(1) 強く改善を求める事項

ア 平成30年度高知県高知新港コンテナ利用促進事業費補助金において、補助金交付申請書の受付、検査及び確定が遅延していた。(支出事務)

イ 平成30年度誘致企業発掘調査委託業務の請書に仕様書が添付されていなかった。(契約事務)

(2) 原因又は理由

ア 当補助金は、平成29年度までは利用実績の有無等について通関事業者に調査を依頼し、その報告を受けて審査を行っておりましたが、通関事業者からの報告に日数がかかる事例があったことから、平成30年度に、船社代理店からいただいている既存の貨物データを審査に使えるよう、事前にデータの変換・整理をするためのシステムを構築することとしました。

今回は、このシステムを利用しないと審査できないとの誤った認識により、システムの構築の完了を待っていたため、申請から審査までに最長で約3箇月の遅延が生まれました。

イ 請書の提出があった際に確認しておらず、担当者以外の者が確認する体制にもなっていませんでした。

(3) 措置状況

ア 今回のような認識誤りがないよう、申請書が提出された時点で担当者とチームが事務処理手順を確認することとし、課内で共有しました。今後は、遅延することがな

いよう適正な補助金事務の執行に努めます。

イ 請書の提出があった段階で、仕様書など必要な書類が添付されているか担当者とチーフが確認することとし、契約事務のチェックシートの配付と併せて課内で共有しました。今後は、適正な契約事務の執行に努めます。

元高教政第460号

令和元年10月31日

高知県監査委員 様

高知県教育長

定期監査の結果に基づく措置状況の報告について

令和元年9月9日付け元高監報第6号で報告のありました定期監査の結果に基づく措置状況等について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

機関名：幼保支援課

(1) 強く改善を求める事項

平成31年度高知県多機能型保育支援事業委託業務の契約書に仕様書を添付していなかった。

(2) 原因又は理由

当該委託業務に係る仕様書は、起案文書の時点では添付していましたが、担当者が契約書の製本時に添付を失念しており、また起案文書どおりに契約書が製本されているか確認を行う十分な体制がなかったことによるものです。

(3) 措置状況

今後は、担当者が製本後、複数の職員（チーフと課長補佐又は課長）で、起案文書どおりの契約書となっているか確認することによりチェック体制を強化します。また、契約に携わる職員には、会計管理課の実施する会計事務研修を受講させ、事務処理能力と知識の向上を図るとともに、課独自のチェックシートを作成し、仕様書の添付漏れ等がないか担当職員及び管理職員等で確認することにより、再発防止に努めます。

機関名：小中学校課

(1) 強く改善を求める事項

平成30年度「小学校教員英語力向上セミナー」に係る支出負担行為が遅延していた。

(2) 原因又は理由

当該事業において、事業担当者が見積書を徴取していたものの、支出負担行為決議書を作成する総務担当者に提出することを失念しており、事業終了後に見積書を提出したこと及び事業の進捗の確認不足により、遡及して支出負担行為決議書を作成したものです。

(3) 措置状況

事務局監査終了後、所属職員に対して、事業開始前には支出負担行為決議書の決裁による課としての意思決定が必要で

あることを周知徹底しました。

また、見積書の徴取漏れなどを防ぐ手段として「支払事務チェック表」を作成し、毎月、課内で回覧することにより、再発防止に努めます。

機関名：特別支援教育課

(1) 強く改善を求める事項

平成29年度の高知県障害者教育支援委員会の委員への報償費を平成30年6月に支出していた。

(2) 原因又は理由

高知県障害者教育支援委員会（平成30年2月21日開催）委員への報償費を委員会開催後に速やかに支払うべきところ、事業担当者が経費支出伺を作成した後、支払処理を失念しておりました。

支払確認が事業担当者任せになっていたこと及び課として経費支出伺済みのものの支払状況のチェックができなかったことから、未払となってしまうものです。

(3) 措置状況

今後は、事業担当者、総務担当者、管理職等が報償費等の支出を伴う会議等の開催計画を共有し、経費支出伺の起案、決裁後の支払処理などまで一覧でチェックできるよう、現在作成している執行管理表にチェック欄を設け、起案漏れ、支払漏れがないか複数でチェックを行います。

機関名：生涯学習課

(1) 強く改善を求める事項

平成30年度高知県放課後児童クラブ推進事業費補助金において、事業終了後の令和元年5月に交付決定額の増額を行っていた。

(2) 原因又は理由

当該補助金については、例年不用額が多いことから、事業実施市町村（20市町村）と定期的に執行状況を確認しながら交付決定を行っていましたが、高知市と県で最終交付決定額の認識に相違があることが会計年度終了後に判明したことに起因するものです。

その後、関係部署も含め協議を重ねた結果、県の施策の推進にあたり、市町村を支援する観点から総合的に判断し、令和元年5月に交付決定額を増額変更しました。

(3) 措置状況

今後は補助事業の執行にあたっては、市町村と行き違いが生じないように十分意思疎通を図るよう努め、再発防止を図ります。

機関名：人権教育課

(1) 強く改善を求める事項

平成30年度のスクールソーシャルワーカー活用事業において、契約書で定めた事業計画変更承認申請書の提出を受けていないものがあった。

(2) 原因又は理由

市町村等への委託により実施している当該事業は、20%を超える事業費の増減については、事業計画変更申請書の提出が必要であることを契約書に定めていましたが、規定どおりの手続が行われていませんでした。これは、委託事業の進捗管理が充分でなく、事業費の減額が把握できていなかったこと、また、契約書に規定した変更承認手続について、双方が充分理解できていなかったことが原因です。

(3) 措置状況

今後は、事業開始時に委託先市町村等の担当者を集めた事業説明会を行い、事業を実施する際に留意すべきことを丁寧に説明するようにします。事業開始後は、年間を通して事業費の執行管理を適切に行うことを求めるとともに、実施計画に変更が生じることが予想される場合には、速やかに当課の担当者に連絡することを徹底します。

さらに、12月にも委託先市町村等に対して、事業費の執行状況の確認を行い、事業計画変更等の手続を、必要な時期に滞りなく行うよう努めます。

高公委発第38号
令和元年10月9日

高知県監査委員 様

高知県公安委員会委員長

定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

令和元年9月9日付け元高監報第6号で報告のありました定期監査の結果に基づく措置状況について、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別紙

警察本部

1 強く改善を求める事項

- (1) 令和元年度の暴力団不当要求防止責任者講習委託業務の契約書に仕様書を添付していなかった。（契約事務）
- (2) 令和元年度の小型船舶操縦士免許取得講習委託業務の請書に仕様書が添付されていなかった。（契約事務）
- (3) 平成31年2月分の特殊勤務手当の支給が漏れているものがあり、令和元年8月に支給処理が行われていた。（支出事務）

2 原因又は理由

- (1) 令和元年度の暴力団不当要求防止責任者講習委託業務及び小型船舶操縦士免許取得講習委託業務において、施行伺の契約書・請書（案）には仕様書は添付されましたが、正式に契約書・請書を相手方に交付する際に添付が漏れていることに気づかなかったもので、複数人での確認が不十分であったことが原因です。
- (2) 特殊勤務手当の支給漏れについては、月例入力時の関係書類の見誤りによるもので、本年度の部内の点検作業で

発見し、追給処理したものです。

3 措置状況

今回指摘された項目を題材とした会計研修を早期に実施するなど、職員に対する指導を徹底するほか、実務においては、複数の職員によるチェック体制に加え、浄書照合時の再確認を行うなど、会計経理の基本にのっとりた正確な事務処理が行われるよう取り組み、同種事案の再発防止に努めます。